

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人百陽会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長を除く役員及び評議員が、理事長の依頼を受けて、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 監事が法人の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 本条第1項及び前項の交通費実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 理事長及び業務執行理事の報酬は、予算の範囲内で理事会の議決を経て、別表3を上限として支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 前条の支給方法については法人職員の例による。ただし、監事の業務報酬は業務終了後、第3条の理事会及び評議員会出席の報酬については会議終了後支給することができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人の業務のため出張する場合は、職員旅費規程により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算払いとし、出張後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成17年7月7日より適用する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日より一部改正して実施する。
- 3 この規程は、平成27年2月1日より一部改正して実施する。
- 4 この規程は、平成29年7月1日より適用する。

別表1(源泉徴収後の金額)

名 称	金 額
理事会出席報酬	出席1回につき 3,000円
評議員会出席報酬	出席1回につき 3,000円

別表2(源泉徴収後の金額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬	20,000円	5,000円
評議員業務報酬	5,000円	5,000円

別表3

名 称	報 酬
理事長報酬	月額 400,000円
業務執行理事報酬	月額 300,000円